

平成20年4月

日本学生支援機構奨学金
第二種奨学生 各位
(平成19年度以前採用者)

独立行政法人 日本学生支援機構

第二種奨学金の月額の新設に伴う月額変更の取扱いについて

平成20年度より、第二種奨学金の貸与月額として、大学・高等専門学校（第4学年及び第5学年）・専修学校専門課程（以下、「大学等」という。）に在学する方について12万円、大学院に在学する方について15万円がそれぞれ新たに設けられました。

今回の改正は平成20年4月1日から施行され、20年度以降採用者から適用されることとなりますが、19年度以前の採用者についても、下記の必要な手続きを行うことによって新たな貸与月額による貸与を受けることができます。

新たな貸与月額への変更を希望する方は、下記の取扱いについて十分ご留意の上、手続きを行ってください。

記

1. 第二種奨学金の月額の新設について

平成20年度採用者から、大学等に在学する方について12万円、大学院に在学する方について15万円の月額が新たに設けられました。また、私立大学の医学、歯学課程に在学する方の上記月額を超える月額は14万円から16万円に、薬学、獣医学課程に在学する方の上記月額を超える月額は12万円から14万円に、法科大学院の法学を履修する課程に在学する方の上記月額を超える月額は17万円及び20万円からそれぞれ19万円及び22万円に改められました。

(参考1) 平成19年度以前及び平成20年度以降の貸与月額一覧

学 種			平成19年度以前の月額	平成20年度以降の月額
大 学 等	大 学 高等専門学校(第4学年及び第5学年) 専修学校専門課程	基本 月額	3万円、5万円、8万円 及び10万円	3万円、5万円、8万円 10万円及び <u>12万円</u>
	私立大学の医学、歯学課程	増額 月額	14万円 (基本月額10万円+4万円増額)	<u>16万円</u> (基本月額12万円+4万円増額)
	私立大学の薬学、獣医学課程	増額 月額	12万円 (基本月額10万円+2万円増額)	<u>14万円</u> (基本月額12万円+2万円増額)
大 学 院	大 学 院	基本 月額	5万円、8万円、10万円 及び13万円	5万円、8万円、10万円、 13万円及び <u>15万円</u>
	法科大学院の法学を 履修する課程	増額 月額	17万円 (基本月額13万円+4万円増額) 20万円 (基本月額13万円+7万円増額)	<u>19万円</u> (基本月額15万円+4万円増額) <u>22万円</u> (基本月額15万円+7万円増額)

(注) アンダーラインは新月額

2. 平成20年度に新設された月額以外の月額への変更の取扱い

奨学生として採用された時点で定められていた月額への変更を希望する場合（新月額への変更ではない場合）は、従前どおり「奨学金貸与月額変更願（届）」により学校へ申請してください。提出日現在、未成年の場合には、親権者の「同意書」を併せて提出してください。

変更後の月額による奨学金の貸与は、機構での変更手続き完了後の奨学金振込日からとなります。

なお、奨学生が平成20年4月以降の希望する月に遡って貸与月額の変更を希望する場合は、変更を希望する月から変更手続き完了までの間の従前の貸与月額と変更後の貸与月額との差額を加えて（低い貸与月額へ変更する場合には従前の貸与月額と変更後の貸与月額の差額を減じて）、機構での変更手続き完了後の奨学金振込日に振り込みます。

3. 平成19年度以前に第二種奨学生に採用された方の月額変更の取扱い

奨学生として採用された時点で定められていなかった月額（上記参考1の表中アンダーラインを引いた
裏面へ続く）

月額)への変更を希望する場合、上記2と同様、「奨学金貸与月額変更願(届)」による申請に基づき変更手続きを行います。次の事項に留意してください。

(1) 新月額への変更手続き

ア. 「奨学金貸与月額変更願(届)」の様式を本機構ホームページからダウンロードして、貸与月額変更欄等の必要事項を記入してください。人的保証選択者は、連帯保証人の署名及び実印による押印が必要です。

イ. 平成18年度以前の採用者が、新月額(参考1)の表中アンダーラインを引いた月額)に変更する場合には、平成19年4月に導入された利率算定方法選択制が適用されます。「奨学金貸与月額変更願(届)」の「(3)第二種奨学金利率の算定方法」欄の「1.利率固定方式」又は「2.利率見直し方式」のいずれかを、下記参考2を参照の上必ず選択してください。

ウ. 採用時に設けられていなかった新月額への変更については、家計状況の審査を行いますので、「収入に関する証明書」の提出が必要です。「収入に関する証明書」は、大学等に在籍する方の場合は主たる家計支持者に係る証明書、大学院に在籍する方の場合は本人に係る証明書となります。また、「収入に関する証明書」は、原則として月額変更申請日の属する年の前年1年間に係るものとしますが、変更申請の時期により、前年1年間に係る「収入に関する証明書」が交付されない場合には、前々年1年間に係るものとします。

エ. 提出された「収入に関する証明書」に基づき、学校では収入が機構の定める家計基準を満たしているか審査を行った上で、「奨学金貸与月額変更願(届)」を機構に提出します。(収入が機構の定める家計基準を上回る場合は、奨学金の貸与条件を満たさないため、申請は受け付けられません。現在貸与中の奨学金については、辞退していただくこととなります。)

オ. 提出日現在、未成年の場合には、親権者の「同意書」を本機構ホームページからダウンロードして、親権者の署名及び押印の上、上記ア及びウの書類とともに学校へ提出してください。

カ. 新月額での奨学金の貸与は、機構での変更手続き完了後の奨学金振込日(7月11日以降)からとなります。

なお、奨学生が平成20年4月以降の希望する月に遡って貸与月額の変更を希望する場合は、変更を希望する月から変更手続き完了までの間の従前の貸与月額と変更後の貸与月額との差額を加えて又は減じて、機構での変更手続き完了後の奨学金振込日に振り込みます。

(2) 新たな奨学生番号の付与等

ア. 奨学生として採用した時に定められていなかった新月額へ変更することになることから、従来の奨学生番号は終了扱いとし、新たに奨学生番号を付与し、新しい「奨学生証」を発行します。

イ. 貸与終了時の返還誓約書は、月額変更前の貸与額(従来の奨学生番号により貸与された貸与額)と変更後の貸与額(新たな奨学生番号により貸与された貸与額)を合算した貸与総額を記載します。

(参考2) 貸与利率について

<p>・平成18年度以前採用者に適用されている貸与利率</p> <p>第二種奨学金の返還期間中、利率が一定である貸与に係る利率で、貸与期間中その交付に充てた毎月の財政融資資金(財投)と日本学生支援債券の利率を加重平均して利率を決定し、当該利率を返還完了まで適用します。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">【いずれかを選択して、変更することになります。】</p>
<p>・平成19年度以降採用者に適用されている貸与利率</p> <p>1. 利率固定方式</p> <p>第二種奨学金の返還期間中、利率が一定である貸与に係る利率決定方式で、貸与期間終了時にその交付に充てた資金の借換えに充てる財投と債券の利率を加重平均して利率を決定し、当該利率を返還完了まで適用します。</p> <p>2. 利率見直し方式</p> <p>第二種奨学金の返還期間中、おおむね5年ごと(返還の期限を猶予されている期間を除く。)に利率を見直す貸与に係る利率決定方式で、貸与期間終了時は、利率固定方式と同様にその交付に充てた資金の借換えに充てる財投と債券の利率を加重平均して利率を決定します。以後おおむね5年ごと(返還の期限を猶予されている期間を除く。)に各時点の財投利率と債券利率を加重平均して改めて利率を決定します。</p>

(注) 「奨学金貸与月額変更願(届)」及び親権者の「同意書」は、日本学生支援機構のホームページ(<http://www.jasso.go.jp/shougakukin/index.html>)からダウンロードして使用してください。ご不明な点がございましたら、各学校の奨学金窓口にお問い合わせ願います。